

外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会の概要

■設立趣意

三鷹市北野地区内において、外環整備に伴い、迂回路となった通学路等における、小・中学校の児童・生徒を中心とした地域住民の交通安全の確保及び防犯対策について話し合い、地域の安全・安心の確保を図る。

■構成員

地元関係団体、三鷹市

(運営事務局は三鷹市が行う。)

○目的

三鷹市北野地区内において、外環整備により付け替えられた市道・都道と工事用道路の交差点箇所及び工事区域内通学路等における小・中学校の児童・生徒を中心とした地域住民の交通安全の確保及び防犯対策について、関係者間で情報共有を図り、相互協力により地域の安全・安心を確保することを目的とします。

○構成員（22）

（1）地元関係団体（21）

（北野町会（3）、北野不動産管理研究会（1）、株式会社三鷹ファーム（2）、三鷹市立北野小学校PTA（2）、三鷹市立第六中学校PTA（2）、三鷹市交通安全対策北野地区委員会（2）、三鷹市立北野小学校（校長）、三鷹市立第六中学校（校長）、三鷹市青少年対策北野地区委員会（2）、北野小学童保育所父母会（1）、三鷹市東部地区住民協議会（2）、三鷹交通安全協会（1）、三鷹防犯協会（1））

（2）三鷹市（1）

三鷹市都市整備部（部長）

○運営事務局

（1）三鷹市

（都市整備部、都市整備部まちづくり推進課、都市整備部道路交通課、総務部安全安心課、教育委員会学務課）

○オブザーバー

（1）国土交通省東京外かく環状国道事務所等

（2）東京都

（3）交通管理者

○会長及び副会長

連絡協議会は、会長1名及び副会長4名以内を置きます。また、会長及び副会長で役員会を構成し、会議の運営を協議します。

○実施内容

(1) 安全確認の対象案件

- ①通学路等を含めた工事区域内の交通安全対策及び防犯対策
- ②工事により、交通量に影響があると考えられる道路
- ③その他、安全確保のために必要と思われる施設

(2) 安全確認のながれ

- ①対象区域の状況を図面・写真等で確認
- ②対象区域の安全状況を徒歩にて合同で確認
- ③状況を確認後、安全対策について話し合い

(3) 点検項目

- ①対象区域の交差点、道路付属物、歩行者安全確保の状況等

○開催頻度

工事の進捗状況に応じ適宜開催します。(4半期に1回程度以上の開催を想定)
(※会議1時間+現地確認1時間(初回)程度)

○開催場所

地区公会堂及び外環オープンハウス等、安全確認時は現地にて行います。

○会議の公開

- (1) 連絡協議会は、原則として公開とし、希望者は傍聴することができるものとします。ただし、連絡協議会が、会議の運営に支障があると判断した場合は、非公開とすることができます。
- (2) 連絡協議会は、協議内容の議事要旨を公開します。

○点検結果について

各関係者が相互に協力して協議、調整を行い、通学路等の交通安全対策及び防犯対策について検討し、必要な対策を提案します。運営事務局は、提案に対する調整を事業者と行っていきます。また、次回開催時に内容を提示します。
なお、緊急を有する場合は、早急に対応します。

○その他

連絡協議会においては、外かく環状道路について、国土交通省東京外かく環状国道事務所が中心となり、説明等を行います。